

議案第31号

大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例

大田原市奨学基金条例（昭和48年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する貸与の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。